

第 1 1 回入善町農業委員会議事録

平成24年 6 月 4 日午後 1 時30分から第11回入善町農業委員会が 4 F 全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

1 番 綿 利 秋	2 番 中 島 茂 樹	3 番 泉 征 幸	4 番 長 田 昭
5 番 小 澤 吉 孝	6 番 福 澤 満 夫	7 番 寺 崎 敏 明	8 番 鍋 嶋 太 郎
9 番 眞 岩 確 成	10 番 舟 見 友 憲	11 番 窪 野 俊 和	12 番 酒 井 良 博
13 番 松 原 二 美 榮	14 番 高 見 敏 明	15 番 佐 藤 一 仁	16 番 米 山 義 隆
17 番 福 島 信 子	18 番 若 島 せ つ 子		

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹 島 秀 浩
入善町農業委員会	主 幹	横 山 国 昭
入善町農業委員会	主 任	上 田 安 彦
入善町農業委員会	主 事	田 中 優 子
入善町農業委員会	主 事	小 林 和 輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第 1	会期及び議事日程の件
日程第 2	議事録署名委員決定の件
日程第 3	議案第34号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第35号 農地法第 5 条の規定による意見進達について
日程第 5	議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。大豆播種の始まる時期になりました。

5 月30日から、富山県農業委員会会長の研修会がありまして、31日には、日比谷公会堂で全国農業委員会会長大会がありました。そこでいろいろな表彰があり、富山県からは小矢部市農業委員会が耕作放棄地解消で表彰されました。全国農業新聞にも出ておりましたが、相当な面積の耕作放棄地を解消したようです。入善町は耕作放棄地0.4haに対し、小矢部市は残り0.2haということで入善町より少なくなりました。入善町としては、これから耕作放棄地0に向けて小矢部市と切磋琢磨しながら頑張っていくなくてはなりません。

話は変わり人・農地プランについてですが、農林水産省に調べていただいたところ、入善町の人・農地プラン策定は、全国で一番早かったようです。全国農業新聞にもとりあげていただきました。全国農業委員会会長大会で他県の状況なども聞いていたのですが、制度そのものを知らない農業委員会もありました。かなり地域間で対応が違っているようです。農業委員会としても積極的に関わり、関係機関に意見を述べていかななくてはならないと思います。

さて、新川地域農業共済組合から推薦を受けておられた小森委員が、先月で農業委員を辞任されまし

た。新川地域農業共済組合から後任として、本日より松原二美榮委員が着任いたしましたので、一言いただきたいとお思います。

松原委員

新川地域農業共済組合より推薦を受け、本日より農業委員を務めさせていただく、小摺戸地区の松原です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第11回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。4番長田委員と5番小澤委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、墓ノ木〇〇-〇〇、墓ノ木〇〇、墓ノ木〇〇、墓ノ木〇〇-〇〇で、計4筆。現況地目、公簿地目ともに全て田、合計面積は5,617㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんです。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人で、経営規模を縮小したい農家や離農農家などから農地を買い入れ、その農地を担い手農家に売り渡す「農地保有合理化事業」を行っています。

町の農業公社では、農地の貸借に関する農地利用集積円滑化事業（公社通しの利用権）を行っていますが、農地の売買に関しては、県の公社が農地保有合理化事業により行っています。

この事業を利用すると、税制上の特例措置があり、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除を受けることができます。

この申請は、譲渡人である公益社団法人富山県農林水産公社の行う農地保有合理化事業を利用して、当該農地近くに在住する認定農業者の〇〇さんが農地を買い受け、農業経営の安定化を図るものです。

続いて3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作時間は車を使用して5分で、通作に支障はないと見込まれること、耕作者は25年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、譲受人は通年において農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は81,598.35㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

寺崎委員

当該農地は、今までも譲受人が耕作していましたが、利用権の更新にあたり、譲渡人より、この機会に完全に農地を手放したいと売買の申し出を受け、譲り受けることにしたとのことです。譲受人は、以前にも富山県農林水産公社の農地保有合理化事業を利用して、農地を売買された経験があります。

現地も確認してきましたが、水田として耕作されており、申請内容に特に問題となる点がありませんでしたので、許可できると考えます。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

福澤委員

譲受人の〇〇さんは、浦山新の方ですが、墓ノ木の当該農地への通作は可能なのでしょうか。

事務局

浦山新と墓ノ木は隣接する集落で、譲受人の自宅と申請地は近いです。十分、通作できる距離です。

米山委員

自宅からどのくらい離れると通作が難しいと判断されるのでしょうか。

事務局

以前は、20km以上離れていると特別の事情がない限り認められないといった基準もあったようですが、最近では、トラックに農機具を載せれば、40km離れていても通作できると判断されることもあります。「住所所から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、著しく交通が発達したこ

と等を踏まえ、適当ではない。」とされており、距離だけではなく様々な事情を考慮して、通作できるかどうかを判断しています。

議長（鍋嶋 太郎）

ある農業委員会では、不動産関係の業務を行う者が農業委員になっており、将来転売することも見越して、自宅から30kmから40kmほど離れた場所の農地を譲り受ける事例があると聞いたことがあります。こういったことを防ぐためにも、距離で明確な制限を設けないなら、別に制度としてなんらかの制限を設定する必要があるのではないのでしょうか。

それでは、他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第35号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第35号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、青島〇〇—〇〇、青島〇〇—〇〇、どちらも台帳地目は田で現況は休耕田、合計面積は13.42㎡です。譲渡人は富山市〇〇町〇〇番〇〇—〇〇号〇〇の〇〇さん、譲受人は東京都大田区〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇〇〇の〇〇さんです。転用目的は一般住宅敷地拡張、転用形態は所有権移転です。

申請者の〇〇さんは、現在、単身赴任で東京に在住していますが、入善町の実家の宅地の周囲にある擁壁が老朽化し、改修しようと考えましたが、敷地いっぱいには車庫が建っており、現在ある擁壁を取り壊すことができないため、古い擁壁はそのままにして、新しい擁壁の工事に必要な土地を購入し、敷地を整備・拡張する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1のイの（イ）のeの（e）による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

宅地周囲の擁壁を改修するための最小限の幅の約90cmの拡張を計画しており、住宅敷地を拡張しても転用後の合計面積が464.56㎡と一般住宅の基準面積500㎡を超えないことから、必要面積には問題がないと思われます。

また、申請地の他には当該目的を達成できる土地が存在しないことから、農地の代替性についても、申請地は適当であると考えます。

申請地は、昭和〇〇年8月13日に農振農用地から除外されており、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

事務局の説明のとおりですが、譲受人である〇〇さんの自宅の周りを囲む塀がかなり不安定になっています。改修するにも、建物と擁壁の間にスペースがないため、取り壊したり修理したりするのが難しいとのことで、現在の擁壁をそのままにしておいて、別の擁壁をその周りに新たに設置することにしました。新たに宅地となる面積は、新しい擁壁に必要な最小限の面積であり、特に問題のない申請と考えますので、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

擁壁は住宅の周りを囲んで設置すると思うのですが、地図を見ると、今回の申請は、住宅の南側の一部のみです。他の部分は転用しないのでしょうか。

事務局

住宅の周りのほとんどは、今回の申請部分を除いて、既に宅地となっており、転用許可を得ることなく擁壁を設置することができます。譲受人の住宅の周囲は、西側と、南側の一部まで既に転用済みで登記地目が宅地になっており、農地として残っている今回の申請部分だけ転用申請しています。

米山委員

譲渡人の〇〇さんは町外に住んでいる方ですが、当該農地以外にも入善町に農地を所有しているのでしょうか。町外の方で、どのくらいの農地を所有しているものか、参考までにお聞きするのですが。

事務局

申請地以外にも数筆、農地を所有していますが、〇〇さんの場合は、入善町の実家の親が亡くなり、相続により、農地を所有することになりました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご質問、ご意見等はございませんか。それでは質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第35号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第36号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第36号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成24年6月4日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は33件の申請があります。

まずは新規の利用権設定です。

申請番号1番。上飯野〇〇-〇〇、上飯野〇〇、上飯野〇〇-〇〇、上飯野〇〇、上飯野〇〇-〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積9,623㎡、貸付人は入善町上飯野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町板屋〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

申請番号2番。上飯野〇〇-〇〇、上飯野〇〇-〇〇、上飯野〇〇-〇〇、上飯野〇〇-〇〇、上飯野〇〇、上飯野〇〇-〇〇、地目はすべて田、計6筆で合計面積13,933㎡、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町板屋〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

申請番号3番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積1,551㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号4番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇、地目はすべて田、計19筆で合計面積8,049㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号5番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積765㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号6番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積1,325㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号7番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、地目はすべて田、計6筆で合計面積2,358㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号8番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、地目はすべて田、計5筆で合計面積2,333㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号9番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、地目はすべて田、計11筆で合計面積5,730㎡、貸付人は入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は5年です。

申請番号10番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積1,201㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号25番。古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積875㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号26番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積2,024㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号27番。古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積1,179㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号28番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積1,109㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号29番。古黒部国道下〇〇-〇〇、地目は田、計1筆で面積72㎡、貸付人は入善町春日〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり10,500円で期間は5年です。

申請番号30番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇-〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積581㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号31番。古黒部国道下〇〇-〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇、古黒部国道下〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積1,873㎡、貸付人は入善町古黒部〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町古黒部〇〇番地〇〇の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり20,000円で期間は5年です。

申請番号32番。横山〇〇、地目は田、計1筆で面積1,026㎡、貸付人は入善町横山〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は、同じく入善町横山〇〇番地〇〇の〇〇さんで、これは、親子間の使用貸借であり、借賃は10aあたり0円で期間は10年です。

続いて更新です。

申請番号33番。小摺戸〇〇-〇〇、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇、小摺戸〇〇、地目はすべて田、計4筆で合計面積9,778㎡、貸付人は入善町上飯野新〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町小摺戸〇〇番地の株式会社〇〇、借賃は10aあたり16,700円で期間は10年です。

以上、新規32件及び更新1件で計33件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

酒井委員

今回の申請では、農事組合法人〇〇が借り受けるものがほとんどですが、この農地は、現在圃場整備事業が行われている古黒部地区の農地ですよね。今回の申請地は、既に圃場整備が終わって耕作が可能になった農地の分ということでしょうか。

事務局

現在基盤整備が行われている古黒部北部地区の内の、既に工事が終了し整備された農地の分です。当該地区の基盤整備事業は、集落営農法人が農地を集積することも目的としていますから、耕作が可能になった農地から順番に利用権を設定し集積しています。全体の事業はまだ進行中で、完成までまだ数年かかりますが、整備済みのところから、耕作自体は既に始まっており、昨年からの利用権設定が始まっています。換地が終わるのがまだ先のため、現段階での利用権設定は、旧地番で申請しています。

綿委員

古黒部地区は圃場整備により、1反歩だった田が、1町歩の田に整形されていますね。

米山委員

同じく農事組合法人〇〇の利用権設定についてなのですが、同じ法人なのに、賃借料が、10,500円と20,000円と2種類あるのはどうしてなのでしょう。

事務局

農事組合法人によると、集落営農であるため、古黒部地区に住んでいる人と住んでいない人で分けています。古黒部地区に住所がある組合員は、10 a 当たり20,000円で、古黒部地区に住んでいない非組合員は、10 a 当たり10,500円になっています。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号1番、2番についてですが、どちらも離農するようで、借受人も地域の中心となる担い手農家ですから、円滑化団体である農業公社に白紙委任して、耕作が始まる前の4月に申請していれば、農地集積協力金の対象となる申請だったのではないのでしょうか。

事務局

申請番号1番、2番については、実は、どちらも平成23年度の作付けから借受人が実際に耕作しており、貸し手は平成23年度の農業者戸別所得補償制度に加入していませんので、農地集積協力金の対象にはなりません。協力金の交付要件として、農地の出し手はまず、農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。この申請については、協力金の対象とならないことについて、貸し手にも借り手にも説明済みであり、理解した上で今回申請をしています。

議長（鍋嶋 太郎）

確かに、「人・農地プラン」関係の協力金には、農業者戸別所得補償制度加入者という要件があり、つまり、農地を手放す直前に自ら耕作を行っていたかどうかは問われますが、これには、不公平な面があると思います。

前年度に、ブロックローテーションなどで、その年度だけ、たまたま担い手に耕作してもらっていた場合、今年度離農するため農地を手放そうとすると、出し手は前年度に農業者戸別所得補償制度に加入していなかったため、協力金の対象にならないことになります。地域の転作計画に協力するため、1年か2年、田んぼを転作に出していた人が、農地集積協力金を受けられないのです。転作に真面目に協力していたのに、それがたまたま離農する前年だったというだけで、対象にならないというのは、農家の皆さんに納得してもらえないのではないのでしょうか。

若島委員

前回の農業委員会で、農地集積協力金の該当者数と金額の見込みについて説明がありましたが、これは、まだ確定ではなかったということでしょうか。4月の農業委員会で利用権設定された方は、今年度の耕作前の利用権設定ということで、ほぼ対象になるのではないのでしょうか。

事務局

前回の農業委員会でご説明させていただいた協力金の該当者数と金額は、その時まで明示されていた協力金の交付要件である、戸別所得補償制度加入要件だけで判定した、見込みの件数と金額です。農地集積協力金の対象となるには、様々な要件を満たしている必要があります。現在、新たに示された要件などを踏まえて再び判定を行っているところです。新たに明示された要件としては、先ほど会長が言われたように、平成23年度にブロックローテーション等で転作していた場合、離農する前年度に耕作していなかったということになり、要件を満たさず対象外になる、というものです。

寺崎委員

新しく始まった制度だと、すぐには要件等が固まらず、後から問題点が次々と見つかります。いち早く取り組んでいると、真っ先に問題に直面することになるのですね。

若島委員

1つの農家で、実際に耕作し戸別所得補償制度の加入者となっている人と、農地の登記上の所有者が違っている場合はどうなるのでしょうか。例えば、1つの家で、田んぼの名義は父親になっていますが、耕作自体は息子さんが行っており、戸別所得補償制度にも、息子さんの名前で開催している場合などは、協力金の対象になるのでしょうか。

事務局

農地集積協力金では、1戸の農家を1つの経営体としてとらえます。父親と息子というように、所有者名義と戸別所得補償制度加入者である耕作者が違っていたとしても、同一経営体とみなすことができます。ですので、1つの経営体からの申請ということになり、協力金の対象となります。

米山委員

農業生産法人が経営をやめ離農した場合は、どのような扱いになるのでしょうか。

事務局

法人格を有していれば、協力金の申請者になることができます。法人として借り受けていた農地を、別の地域の中心となる経営体に、所有者が預けかえれば、分散錯圃解消協力金の対象になり、法人名義で所有し耕作していた農地を預ければ、経営転換協力金の対象になります。

米山委員

離農ではないですが、農業生産法人の経営者が、経営者個人の名前で借りていた農地を、法人の名前に預けかえする場合は、協力金の対象になるのでしょうか。例えば、個人で農業経営を行っていた頃に個人名義で借りていた農地があり、貸借期間中に法人を設立し、更新の時期になって、今度は法人名義で借りようとする場合などですが。

事務局

県庁の担当者に確認したことがあります。家族で1つの法人を構成している1戸1法人の場合は、経営者個人と法人は同一経営体として扱うとのこと。つまり、個人から法人に預けかえをしても、同じ経営体の中での預けかえなので、対象になりません。

法人の構成員が、家族だけではなく、第三者も含まれている場合は、経営者個人と法人を別の経営体として扱うことができます。ただし、現実に協力金の申請となると、預けかえをする経営者個人が、個人名義で耕作をしている、すなわち、農業者戸別所得補償制度に加入している必要がありますから、ほとんどの場合、経営者個人名義では、もう戸別所得補償制度に加入していないでしょうから、対象外となることが多いです。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見、ご質問等はありませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第36号 農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

毎年お配りしていますが、今年も富山県農業会議より、農地の有効利用と無断転用防止を訴えるのぼり旗が届きました。自宅や公民館に掲げるなど、農地パトロールの際や、地域住民への啓発活動にご活用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はありませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第11回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、7月3日 火曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時5分）